

個情審第 24 号

平成 17 年 2 月 24 日

宮城県知事 浅野 史郎 殿

宮城県個人情報保護審査会

会長 村松 敦子

個人情報のオンライン結合による提供について（答申）

平成 17 年 1 月 13 日付け県情公第 51 号で諮問のありましたこのことについては、別紙のとおりです。

なお、本件答申に係るオンライン結合による提供については、個人の権利利益の保護と公益等との調整を図る観点から、例外的に認めるものであり、個別の事案が類型化された事項に該当するかどうかについては、慎重に検討の上、判断するよう意見を付すものです。

(答申甲第 18 号)

審査会の判断

次の表中の「類型」の欄に記載した事務に該当するものに係るオンライン結合による個人情報の提供については、「提供の理由又は必要性等」の欄に記載した理由等により適当と認めます。

類 型	提供の理由又は必要性等
<p>全国一律で処理することとされている事務でのオンライン結合による個人情報の提供であって次に掲げる要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 県民サービスの向上，住民負担の軽減，事務の効率化又は迅速性が要請されるものであるなどの公益上の必要性が認められること。2 提供先が国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人又は当該事務を法令等の定めに基づき行うこととされる団体であること。3 提供する個人情報の内容が，当該事務の目的を達成するために必要な範囲内であること。4 個人情報の改ざん，紛失，き損，漏洩等の危険が生じないよう実施機関及び提供先においてセキュリティ対策その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられていること。	<ol style="list-style-type: none">1 高度情報通信化社会の進展に伴い，これまでの紙，磁気テープ媒体，電子メール等による送付といった事務処理から，オンライン結合による情報処理へと進んでいる。2 行政の事務で全国一律で正確かつ迅速に情報を処理することが求められるものについては，オンライン結合による情報の提供によって，住民サービスの向上，住民の負担軽減，行政事務の効率化及び迅速化等といった効果が認められる。3 オンライン結合により個人情報を提供する場合には，個人情報保護に万全を期すために，安全管理の対策が講じられている。4 個人情報の提供に当たっては，利用目的の範囲内であることなどの一定の制限がある。5 全国一律で処理することとされている事務で個人情報を提供する方法として，オンラインによる結合は，不合理なものではない。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会名簿

(平成17年2月24日現在)

氏名	現職	備考
井 坂 正 宏 い さか まさ ひろ	東北学院大学法学部講師	
小 野 敬 子 お の けい こ	ホスピス設置を願う会代表	
佐々木 洋 一 さ さ き よう いち	弁護士	
成 瀬 幸 典 なる せ ゆき のり	東北大学大学院法学研究科助教授	会長職務代理者
村 松 敦 子 むら まつ あつ こ	弁護士	会長

(五十音順)